



志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月30日

志摩市長

梶川政吉

志摩市規則第37号

志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

志摩市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年志摩市規則第86号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「社会保険診療報酬支払基金三重支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構三重審査委員会事務局」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。